

八王子市立由木西小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（R6 改訂）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針（R4.2月改定）

八王子市立由木西学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭・地域と連携し、いじめ未然防止と早期発見・対応・解決に取り組む。
- 令和8年度の重点項目
代表委員会や学級活動等、子供自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組み。

令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

- 「いじめに関わるアンケート」結果に対する対応の仕方について、全教職員で共通理解をもつ。
- いじめの早期発見のため、学童保育・地域との連携を強める。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週水曜日14時30分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、主幹教諭、養護教諭、SC、特別支援コーディネーター
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。必要に応じ他教職員も参加します。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- ①「いじめやいじめの疑いがある状況」を確認
- ②管理職、生活指導主任、コーディネーターへの報告と低学年・中学年・高学年・専科部会で情報共有
- ③ 事実確認（担任他）と「いじめ問題対策委員会」への報告・検討
- ④いじめを受けた児童とその保護者への支援、いじめた児童への指導とその保護者への助言、見守りと3ヶ月後の状況確認 ※重大事態案件は教育委員会に報告

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 6日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 4月 8日 「いじめへの組織的な対応」
- 7月17日 「いじめ防止の取組を推進する6つのポイント」
- 12月25日 「いじめ防止・4段階の具体的な取組」
- 3月25日 「いじめに関する指導内容」（学習プログラム）
※いじめ総合対策上下巻

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ・特別の教科 道徳
「公正・公平・社会主義」「相互理解・寛容」「友情・信頼」「よりよい学校生活・集団生活の充実」「生命の尊さ」
- ・9月26日：セーフティ教室
- ・QUの実施（5・6年）

SOSの出し方に関する授業

- ・校長講話・長期休業前の生活指導部からの話などで、SOSの出し方を具体的に指導する。
- ・学級指導では、学校生活での諸問題について、さまざまな事例を児童と共に考え、指導する。
- ・各教科では、児童の不安や悩みなどへのいろいろな対処方法を児童と共に考え、指導する。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 6月1日(月)全校朝会
- ・校長講話「いじめ防止・いのちの大切さについて」を行う。
- ・各学級での道徳「生命の尊さ」「相互理解・寛容」の授業を実施する。
- ・学校日より「由木西」やHP、学級日より保護者・地域へお知らせする。

児童の自己肯定感を高める取組

- ・学習や活動の中で、自分の考えや思いをもち、自信をもって互いに発表しあえる場を設定する。
- ・学習や活動を振り返る場を設定し、自分や友達のよいところに気づき、互いに認め合うことで、児童の人権意識を高める。
- ・児童の成長を全教職員で支援していく。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。